

## 【重要】

# 令和6年12月2日以降の被保険者証の取り扱いについて

## 令和6年12月2日より現行の被保険者証は発行できなくなります

法改正により、医療機関等を受診される際は、マイナ保険証によるオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行することとなりました。これに伴い、令和6年12月2日より被保険者証の取り扱いについては以下の通りとなりますのでお知らせいたします。

交付されるもの	令和6年12月1日までに 被保険者証の交付を受けた方	加入登録が令和6年12月2日以降となる方 (12月2日以降に氏名変更や被保険者証を紛失した方を含む)					
		マイナ保険証 <b>登録済</b>	マイナ保険証 <b>未登録</b>				
被保険者証	現在お手元にある被保険者証は、下記の有効期限まで使用できます。 <table border="1"><tr><td>70歳未満の方</td><td>令和7年3月31日</td></tr><tr><td>70歳以上の方</td><td>令和7年3月31日 もしくは75歳の 誕生日前日まで</td></tr></table>	70歳未満の方	令和7年3月31日	70歳以上の方	令和7年3月31日 もしくは75歳の 誕生日前日まで	<b>交付 しません</b>	<b>交付 しません</b>
70歳未満の方	令和7年3月31日						
70歳以上の方	令和7年3月31日 もしくは75歳の 誕生日前日まで						
資格情報のお知らせ	令和7年3月下旬頃、マイナ保険証の登録状況に応じて、どちらかをご送付させていただきます。	<b>交付します</b>	<b>交付 しません</b>				
資格確認書	※令和6年12月2日以降に住所氏名変更手続きや被保険者証を紛失された場合、被保険者証は発行されません。状況に応じて「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」をお送りします。	<b>交付 しません</b>	<b>交付します</b>				

### 【ご注意】

- 資格取得日が令和6年12月2日より前であっても、医師国保組合で事務処理が完了した日（書類等の不備が無い状態（厚生年金該当事業所の場合は健康保険適用除外承認証も必要））が令和6年12月2日以降の場合、現行の被保険者証は発行されません。
- 令和6年12月から令和7年3月までの間に第1種組合員（事業主）が後期高齢者に該当した事業所につきましては、令和7年3月31日より前に被保険者証を回収させていただき、状況に応じて「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」を発行致します。
- 通達等により、取り扱いが変更となる場合がございますので予めご了承ください。